

自動制御システム データシート1 【品質性能概要】 <評価基準>

項 目			評 価 基 準	事由
1. 適用範囲				
1-1 一般事項	適用範囲に関する一般事項		主として空調・衛生設備などの建築設備を対象とする温度、湿度、圧力、流量、液面等の制御、計測、監視に適用	仕
2. 制御方式				
2-1			デジタル式、電子式、電気式であること	仕
2-2				
構成及び制御方法				
(1)デジタル式	構成		検出部、調節部及び操作部	仕
	制御方法		検出部からの電気信号を調節部のマイクロプロセッサにより演算し、操作部へ制御信号を出力する方式のうち、調節部において、ソフトウェア等により制御ロジックを構成できる機能を有し、複数の制御が行える	仕
(2)電子式	構成		検出部、調節部及び操作部	仕
	制御方法		検出部からの電気信号を入力して、調節部の電子回路により演算し、操作部へ制御信号を出力する	仕
(3)電気式	構成		検出部と一体構造である調節部及び操作部	仕
	制御方法		調節部にて、温度変化、湿度変化、圧力変化若しくは液面変化を機械的又は電気的変位として取り出し、操作部へ制御信号を出力する	仕
3. 自動制御機器				
3-1 検出部				
	標準仕様書への適合		標準図(機材22～26)に適合し、関連する資料が提出されている	仕
3-2 調節部				
	標準仕様書への適合		標準図(機材26～28)に適合し、関連する資料が提出されている	仕
3-2-1 デジタル式、電子式、電気式				
(1)調節機構	① デジタル式	1)機構	ダイレクトデジタルコントローラ(DDC)等中央監視制御装置との通信機能を備えたもの	仕
	② 電子式	1)機構	デジタル指示調節器 設定値を確認・変更するためのデジタル表示の指示機能並びに制御信号による遠方からの操作及び演算値等の外部への出力機能を備えたもの	仕
	③ 電気式	1)機構	スプリングレバーアセンブリー、マイクロスイッチ及びポテンショメーター	仕
		2)制御範囲	複数の制御が行えるもの	仕
(2)温度、湿度の設定方法等		温度、湿度目標値の設定方法、動作隙間及び比例帯の範囲	標準仕様書表4.1.1による	仕
(3)圧力制御	デジタル式・電子式	目標値の設定方法	機器本体又は遠方から行う	仕
		動作隙間及び比例帯	システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有したもの	仕
	電気式	目標値の設定方法	機器本体で行う	仕
		動作隙間及び比例帯	システムに応じた適正な動作隙間及び比例帯を有したもの	仕

項 目		評 価 基 準	事由
3-3 操作部			
3-3-1 デジタル式、電子式、電気式			
(1) 電動弁	標準仕様書への適合	標準図(機材31)に適合し、関連する資料が提出されている	仕
	弁の種類	単座2方弁、複座2方弁、3方弁、ボール弁及びバタフライ弁等	仕
	弁本体の構成	弁本体、駆動部(電動機)及び弁リンケージより構成されたもの又は弁本体と駆動部(電動機)が直結されたもの	仕
	弁本体の材質	鋳鉄製又は青銅製	仕
	弁の耐圧	特記がない場合は1MPa	仕
	流体の種類、温度特性	冷温水、ブライン、蒸気。冷温水:2~80℃、ブライン:-10~80℃、蒸気:100~150℃	仕
	弁棒の材質	耐脱亜鉛腐食快削黄銅又はステンレス鋼材	仕
	継手部の規格	JIS規格の継手	仕
	開度表示又はゲージによる開閉表示機構	呼び径50以上の弁は、直接開度指示あるいはゲージによる開閉表示機構を備える	仕
	駆動部のトルク	作動に必要なトルク又は推力を有したもの	仕
	開閉状態の遠方表示用接点	特記により設ける	仕
(2) 電磁弁	弁の構造	弁本体に電磁コイルが組み込まれた構造	仕
	弁本体の材質	青銅製	仕
	弁の耐圧	特記がない場合は1MPa	仕
	流体の種類、温度特性	冷温水、ブライン、蒸気。冷温水:2~80℃、ブライン:-10~200℃、蒸気:100~150℃	仕
	弁棒の材質	耐脱亜鉛腐食快削黄銅又はステンレス鋼材	仕
	継手部の規格	JIS規格の継手と整合	仕
	電磁コイルの構造	自己発熱に耐え、コイル交換のできる構造のもの	仕
	屋外設置の場合の防雨構造	電磁コイル収納部がJISC0920(電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード))に規定する防雨形構造(IP23)	仕
(3) 電動ダンパー			
	構成	ダンパー本体、駆動部(電動機)、ダンパーリンケージ及び駆動部(電動機)取付架台より構成されたもの又はダンパー本体と駆動部が直結されたもの	仕
	ダンパー本体構造	羽根数2以上:対向翼 羽根枚数:長方形は250mm以内1枚で羽根相互の重なり15mm程度 羽根枚数:円形は単翼	仕
	材質	ケーシング及び可動羽根:1.2mm以上の鋼板製 ダンパー軸:亜鉛めっき棒鋼等	仕
	駆動部のトルク	作動に必要なトルク又は推力を有したもの	仕
3-4 管理計器			
機器仕様	標準仕様書への適合	標準図(機材29)に適合し、関連する資料が提出されている	仕
指示及び記録の表示精度	アナログ計器	±1.5%以内(フルスケール)	仕
	デジタル計器	±0.5%以内(フルスケール)、±1デジット	仕
	指示値、目盛りの視認性	目盛りが容易に目視できるもの	仕

項 目		評 価 基 準	事由
4. 自動制御盤			
4-1 一般事項	盤内収納構成	自動制御機器の調節部、中央監視制御装置の末端装置、機器類および機器類への電源供給を収納する	仕
4-2 構造	形式	自立形又は壁掛け形	仕
	ドアを閉じた状態での充電部構造	充電部が露出しないもの	仕
	ドア裏面の押しボタン等感電のおそれのあるものの構造	感電防止の処置が施されたもの	仕
	ドア裏面の押しボタン等感電のおそれのあるものの最大使用電圧が60V以下の場合の構造	感電防止処理を省略してもよい	仕
	制御回路等の絶縁距離	JIS C 8201-1（低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則）	仕
	ドア等への配線における可とう性を必要とする部分の対策	束線し、損傷を受けることがないようにする	仕
4-3 キャビネット			
(1)屋内用キャビネット	材質と板厚	呼び厚さ1.6mm以上の防錆処理を施した鋼板（溶融アルミニウム－亜鉛鉄板等を含む。）製又は呼び厚さ1.2mm以上のステンレス鋼板製	仕
	盤内主要機器の取付板の材質	キャビネットと同材質または防錆処理を施した鋼板	仕
	ドアの端部の加工	L又はコ字の折り曲げ加工	仕
	一般的なちょう番の仕様	表面から見えないもの	仕
	ドア面積が0.1m ² 以下の場合のちょう番	外ちょう番でも可	仕
	ドアの錠	全て錠付き	仕
	ドアのハンドルの材質	非鉄金属又はステンレス鋼材	仕
	ドア幅が800mmを超える場合の形式	原則両開き	仕
	自立形の場合の底板	底板なしの構造も可	仕
	名称板の設置および設置位置	ドア上部に設けていること	仕
	自立形のドアにおけるハンドルと連動する上下の押さえ金具	ハンドルと連動する上下の押さえ金具を設けていること	仕
	結線図を収容する図面ホルダの設置位置	ドア裏面に設けていること	仕
	盤内機器の放熱対策としての通気口又は換気装置	小動物等の侵入し難い構造の通気口又は換気装置を設けていること。	仕
(2)屋外用キャビネット	パッキン、絶縁材料	パッキン、絶縁材料は、吸湿性が少なく、かつ劣化しにくいもの	仕
	防雨性能、構造	防雨形の性能を有し、雨水のたまらない構造のもの	仕
	ドアのちょう番	外ちょう番でも可	仕
	壁掛形の場合の水抜き穴	水抜き穴を設けたもの	仕
	自立型の場合のドアの構造	開いたドアは固定できる構造	仕
	その他の構造	ドアには、ハンドルと連動する上下の押さえ金具を設ける。なお、両開きのドアの場合は、左右それぞれに設ける。	仕

項 目			評 価 基 準	事由
4-4 装置・機器類	配線用遮断器	適用するJIS	JIS C 8201-2-1(低圧開閉装置及び制御装置－第2－1部 回路遮断器)	仕
		単位装置に用いるものの定格遮断電流	2500A(対称値)以上	仕
	漏電遮断器	適用するJIS	JIS C 8201-2-2(低圧開閉装置及び制御装置－第2－2部 漏電遮断器)	仕
		過電流保護機構	過電流保護機構を備えたもの	仕
		定格遮断電流	2500A(対称値)以上	仕
		定格電流が50A以下のものに適用する形式	高感度高速形(定格感度電流は30mA以下、漏電引外し動作時間は0.1秒以内)、雷インパルス不動作形のもの	仕
		定格電流が50Aを超えるものに適用する形式	中感度高速形(定格感度電流は500mA以下、漏電引外し動作時間は0.1秒以内)、雷インパルス不動作形のもの	仕
	端子台に適用する規格		JIS C 8201-7-1(低圧開閉装置及び制御装置－第7部:補助装置－第1節:銅導体用端子台)	仕
	制御用押しボタンスイッチ(照光ボタンスイッチを除く)の仕様		押しボタンの面がガードリングより突き出さない形式のもの、又は保護カバー付きのもの	仕
	運転、停止用押しボタンスイッチの仕様		「運転」「停止」又はON-OFFの表示をするもの	仕
	その他の押しボタンスイッチの仕様		用途に応じた機能を表示するもの	仕
	表示灯の光源		原則としてLED	仕
	制御回路に用いる回路保護装置	回路保護装置	サーキットプロテクタ	仕
		遮断容量	必要な遮断容量を有するもの	仕
		サーキットプロテクタに適用する規格	JIS C 4610(機器保護用遮断器)	仕
	配線用遮断器等又はその付近に設ける負荷名称(系統名称)銘板の設置		負荷名称(系統名称)を示す銘板	仕
4-5 制御回路等の配線	盤内電線、ケーブルの種別は、製造者標準仕様		標準仕様書の電気計装用機材による。なお、計器等に付属する電線及びケーブルは製造者標準仕様でもよい	仕
	盤内配線の最小線径と被覆色		標準仕様書表4.1.2に準じていること	仕
	配線方式において準じている規格		JEM 1132(配電盤・制御盤の配線方式)	仕
	制御回路の両極に設ける回路保護装置	設置	原則設ける	仕
		不設置としてよい条件	a. 回路の配線用遮断器等の定格電流が15A以下で、その単位装置の制御回路が配線用遮断器等の二次側に接続される場合の両極	仕
			b. 制御回路の1線が接地される場合の接地側極	仕
			c. 直流制御回路の負極	仕
			d. 制御回路に用いる変圧器の二次側の1極	仕
			e. 制御回路に接続される表示灯及び信号灯の両極	仕
	電源表示灯	個数	系統ごとに1個	仕
		回路保護装置	回路保護装置を設けていること(1極が接地されている場合は、非接地局のみ設置)	仕

項 目				評 価 基 準	事由
	制御回路に用いる変圧器			絶縁変圧器	仕
	盤内端子	端子の形状		JIS C 2805 (銅線用圧着端子)	仕
		主回路導電接続部を除く一般の制御回路接続部		製造者標準仕様の端子でも可	仕
	外部配線を接続する場合の端子符号等	端子符号		全ての端子又は端子の近くには、容易に消えない方法で端子符号を付加	仕
		電線における線番番号又は端子符号		(ア) 電線の被覆に線番号又は端子符号を記入したもの (イ) 電線に線番番号又は端子符号を記入したマークチューブを取り付けたもの (ロ) 電線に線番番号又は端子符号を記入したマークバンドを取り付けたもの	仕
4－6 銘板	設置位置			ドア裏面	仕
	表示内容			(1) 名称 (2) 定格電圧 (3) 製造者名 (4) 製造年月又は製造年及び製造番号	仕
5. 中央監視制御装					
5－1 納入実績					
	設計・施工実績			建築設備設計基準 P.877 図1-2に記載されたシステム構成、機能等を有する中央監視制御装置に関して、以下の条件を満足する物件の設計・施工実績があること ①型式は簡易形監視装置 または監視制御装置(建築設備設計基準 P.891～898 表2－1参照) ②監視制御点数:300点以上	評
	自動制御システムの構築能力			過去3年以内に自ら現場施工した中央監視装置を含む自動制御設備の承諾図及び施工計画書を1事例提出すること。 なお、提出内容には中央監視制御装置の構成図・機能仕様書、主要機器(熱源及び空調機回り)システム図・動作説明を含むこと。	評
5－2 一般事項					
	システム構成			中央監視盤、周辺装置及び端末装置の組合せとしていること	仕
	システム構成、機能の特記への対応			システム構成、機能は特記に対応可能であること	仕
	周囲条件	中央監視盤、周辺装置	温度	10℃～35℃	仕
			湿度	30%～80% RH	仕
		端末装置	温度	5℃～40℃	仕
			湿度	30%～80% RH	仕
	各装置の電源			JIS C 61000-3-2「電磁両立性 - 第3-2 部: 限度値 - 高調波電流発生限度値(1 相当りの入力電流が20A 以下の機器)」によること	
	接地極付コンセントにより電源が供給される場合以外の、強電流回路を含む機器の金属製キャビネットにおける接地端子			太さ2.0mm以上の接地線をはんだを使用しないで接続できる接地端子を設けていること。 * 接地極付コンセントにより電源が供給される場合は接地端子を設けなくてよい	仕
	各機器における外部配線との接続用の端子又はコネクタ等			各機器には外部配線との接続用の端子又はコネクタ等を設けていること	仕
	端子を用いる場合の構造			接続する電線の太さ及び電圧に適合する構造であること	仕
	端子を用いる場合の符号又は名称による表示			端子を用いる場合は符号又は名称による表示を行っていること	仕

項 目		評 価 基 準	事由	
	電線の被覆を損傷するおそれのある配線孔の保護	電線の被覆を損傷するおそれのある配線孔には、保護材(ゴムブッシング、絶縁ブッシング等)を設けていること	仕	
	直接、手が触れない充電部の構造	充電部は、直接、手が触れない構造とすること	仕	
	発熱量の大きい機器を内蔵する場合の有効な換気口又は換気ファン	有効な換気口又は換気ファンを設けていること	仕	
	信号の入出力条件	「標準図(機材32)信号入出力条件」の内容に適合していること	仕	
5-3 中央監視盤				
5-3-1 構成等	中央監視盤の構成	中央処理装置、補助記憶装置、表示装置、副表示装置、操作器、操作卓、伝送制御装置(親局)、電源装置等の組合せとし、特記によりシステム構成が出来ること	仕	
5-3-2 中央処理装置	機能	監視・制御対象(機器)からの信号を受けて、情報処理を行い、表示装置に状態、警報、計測値等を表示するとともに、中央監視盤による指令を制御対象に発信するもの	仕	
	主記憶部の記憶素子	種別	半導体記憶素子	仕
		揮発性の記憶素子の記憶保護装置	記憶保護装置を設けていること	仕
	監視制御装置の機能	標準仕様書表4.1.3の機能を満足するもの	仕	
5-3-3 補助記憶装置	補助記憶装置の記憶容量	高速度の処理を必要としないデータの記憶容量は、1年分以上のデータを上書きなしで保存できるもの	仕	
	補助記憶装置の方式	補助記憶装置の形式は、特記による	仕	
5-3-4 表示装置	表示装置画面		液晶ディスプレイ	仕
	(1)デスクトップ形	操作方式	キーボード及びマウス	仕
		画面サイズ	27型以上	仕
		表示色数	色数	評
		表示内容	英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形	評
		画面解像度	ドットサイズ	評
		画面表示	2画面以上の表示が可能	仕
		(2)壁掛形	操作方式	タッチパネル
	画面サイズ	15型以上	仕	
	表示色数	色数	評	
	表示内容	英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形	評	
	画面解像度	ドットサイズ	評	
	(3)簡易壁掛	操作方式	タッチパネル	仕
		画面サイズ	5型以上	仕
表示色数		色数	評	
表示内容		英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形	評	
画面解像度		ドット	評	

項 目			評 価 基 準	事由
5－3－5 副表示装置	機能		中央監視盤の操作をせずに、直接、機器の運転・停止、状態表示等が行えるもの	仕
	中央監視装置との接続		通信方式又は個別配線方式	
	表示装置画面		液晶ディスプレイ又はグラフィックパネル	仕
	副表示装置をグラフィックパネルとする場合		適用する場合は下記による	仕
	合成樹脂製 パネルの面 積と板厚	≤0.25m ²	3mm以上	仕
		>0.25m ² , ≤0.9m ²	4mm以上	仕
		>0.9m ²	5mm以上	仕
	鋼板製パネ ルの面積と 板厚	≤0.25m ²	1.2mm以上	仕
		>0.25m ² , ≤0.9m ²	1.6mm以上	仕
		>0.9m ²	2mm以上	仕
	合成樹脂モザイクパネル表示内容		機器のシンボル、模擬母線、ブランク等のブロックの組合せにより、図形表示したもの	仕
	表示部	光源種別	LED	仕
		警報表示	点滅表示	仕
		故障表示	単独の表示又は状態表示の点滅	仕
状態表示		ON・OFFの2灯表示又は1灯2色表示	仕	
グラフィックパネル表示内容		機器、配管、ダクトを系統図で表し、警報、故障及び状態を表示	仕	
パネル面に器具類を取り付ける場合の補強		必要な補強を施していること	仕	
5－3－6 操作器	機能		表示装置の表示画面を操作し、表示内容の切換、機器の運転・停止、設定値の変更等が行える	仕
	緊急遮断弁の操作、遮断器の投入等の重要な機器の操作		2挙動操作により、誤操作を防止したもの	仕
5－3－7 操作卓	機能		卓上機器(表示装置、記録(印字)装置等)を置くためのもの	仕
	卓上機器の設置方法		転倒防止用の措置を講じる	仕
5－3－8 伝送制御装置	機能		端末装置との入出力信号の送受信を制御し、中央処理装置との入出力信号の送受信を円滑に行う	仕
	伝送方式		直列伝送で符号検定機能を持つもの	仕
5－3－9 電源装置	機能		停電時に継続して中央監視制御装置に電源を供給する	仕
	交流無停電電源装置規格		JIS C 4411-3 無停電電源装置(UPS)による	仕
	常時インバータ＝給電方式の構成ユニットの収納		常時インバータ給電方式の構成ユニットの全部を一つのキャビネットに収納する又は一部を別のキャビネットにした小容量の簡易型とすること	仕
5－3－10 付属品	付属品の内容		(1)電源装置固定金具 一式 (2)銘板 一式	仕
5－4 周辺装置				
5－4－1 記録(印字)装置	機能		記録(印字)装置は中央監視盤からの操作により、作表印字、メッセージ印字等を行う(壁掛形で本体内蔵のものは除く)	仕
	印字方式		インクジェット方式、電子写真方式	仕

項 目			評 価 基 準	事由
	(1)インク ジェット方式	文字種類	英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形	仕
		印字色数	色数	仕
		用 紙 幅	A4サイズ以上	仕
		印字速度	1分間にA4×何枚以上	仕
		インク	色別交換可能	仕
	(2)電子写真 方式	自動メッセージ	インクが無くなった場合は、自動的にメッセージを表示	仕
		方式の種別	レーザー方式又はLED 方式	仕
		文字種類	英字、数字、カナ文字、漢字(JIS第1、第2水準)、記号及び図形	仕
		印字色数	色数	仕
		用 紙 幅	A4サイズ以上	仕
		印字速度	1分間にA4×何枚以上	仕
		自動給紙	用紙カセットにより自動給紙が可能なものと	仕
	壁掛形で本体内蔵のもの		製造者の標準仕様	仕
5-4-2 インターホン	規格及び通話方式		インターホンは、JIS C 6020(インターホン通則)による同時通話方式とする	仕
5-4-3 附属品	附属品の内容		(1)記録(印字)装置用ケーブル 一式 (2)銘板 一式	仕
5-5 端末装置				
5-5-1 形式	リモートステーション(RS)		機器(調節器・センサ等)との入出力信号の送受信を制御し、中央処理装置との通信機能により、機器の制御、状態・警報監視、計測などを実行するものとする	仕
	ダイレクトデジタルコントローラ(DDC)		RSの機能のほか演算機能を有し、直接、機器の制御、状態・警報監視、計測などを実行するものとする。表4.1.6～9の機能を有すること	仕
	ユーザーターミナル(UT)		一般居室等に設置し、中央処理装置又はダイレクトデジタルコントローラとの通信機能により、機器の運転・停止、設定値の変更等を行えるものとする。表4.1.10の機能を有すること	仕
5-5-2 通信プロトコル			製造者の標準仕様とする	
6. 計装用機材				
(1)電線及びケーブル	電線及びケーブルの規格		標準仕様書表4.1.11による 計器等に附属する電線及びケーブルは製造者の標準仕様でもよい	仕
(2)圧着端子	圧着端子及び圧着スリーブの規格		圧着端子 JIS C 2805 銅線用圧着端子、圧着スリーブ JIS C 2806 銅線用裸圧着スリーブのほか、製造者の標準仕様による	仕
(3)金属管	金属管及び附属品に適用するJIS		標準仕様書表4.1.13による、JIS C 8305 鋼製電線管、JIS C 8380 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管、JIS C 8330 金属製電線管用の附属品、JIS C 8340 電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	仕
	設置場所別 金属管	一般屋内部	薄鋼電線管又は同一外径ねじなし電線管	仕
		屋外露出部	厚鋼電線管	仕
		屋外埋設部	ポリエチレン被覆電線管又は波付硬質合成樹脂管(FEP)	仕
(4)合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管及び附属品に適用するJIS		JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管、JIS C 8412 合成樹脂製可とう電線管用附属品	仕

項 目		評 価 基 準	事 由
(5) 金属製可とう電線管	金属製可とう電線管及び附属品に適用するJIS	JIS C 8309 金属製可とう電線管、 JIS C 8350 金属製可とう電線管用附属品	仕
(6) 塩化ビニル管及び附属品	金属製可とう電線管及び附属品に適用するJIS	JIS C 8430 硬質塩化ビニル電線管 JIS C 8432 硬質塩化ビニル電線管用附属品 JIS C 8435 合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	仕
(7) プルボックス	プルボックス(セパレータを含む)の材質と板厚	標準厚さ1.6mm以上の防錆処理を施した鋼板又は厚さ1.2mm以上のステンレス鋼板を用いて製作していること	仕
1) 屋内型プルボックス	形式	製造者の標準仕様	仕
	板厚及び材質	厚さ1.6mm以上の防錆処理を施した鋼板又は厚さ1.2mm以上のステンレス鋼板	仕
2) 屋外型プルボックス	形式	製造者の標準仕様	仕
	板厚及び材質	厚さ1.6mm以上の溶融亜鉛めっき仕上り等の防錆処理を施した鋼板又は厚さ1.2mm以上のステンレス鋼板	仕
	雨水浸入対策	雨水の浸入を防ぎ、雨水の溜まらない構造	仕
	パッキン材質	吸湿性が少なく、劣化しにくいもの	仕
	構造	ふたの止めねじ及びプルボックスを固定するためのボルト及びナットは、プルボックスの内部に突き出ない構造とする。ただし、長辺が200mm以下のものは、この限りではない。	仕
	ふたの止めねじ	ステンレス製	仕
(8) 金属ダクト	金属ダクトの材質と板厚	標準厚さ1.6mm以上の防錆処理を施した鋼	仕
	プルボックス、配分電盤等との接続	原則として外フランジ方式	仕
(9) ケーブルラック	ケーブルラック本体の材質	防錆処理を施した鋼板、鋼帯又はアルミニウム合金製	仕
	ケーブルラック接続用ボルト及びナット	防錆処理を施した鋼製又はステンレス製	仕
	はしご形ケーブルラックの子げたの間隔	鋼製のものでは300mm以下、アルミ合金製のものでは250mm以下	仕

項 目			評 価 基 準	事由
7. 機材の試験				
	機材の試験項目	自動制御機器	外観検査、性能試験(検出器の検出範囲及び出力信号、調節器の動作隙間及び比例帯範囲、操作器その他の動作試験を行い仕様に適合していること)	仕
		自動制御盤	外観検査	仕
		端末装置	外観検査、性能試験(表示、通信及びデータ処理等その他の機能が仕様に適合している)	仕
		中央監視盤	外観検査、性能試験(表示機能、状態監視機能、計測機能、手動操作機能、警報検出機能、設定機能、自動発停機能、一覧表示機能、一覧表示記録機能等その他の機能が仕様に適合している)	仕
	監督職員への報告		試験結果	仕
	過去の試験実施状況		過去の試験成績書が提出できること	評
8. 総合試運転調整				
	総合試運転調整のマニュアル例		総合試運転調整のマニュアル例があること	評
9. 製品納入時に提出可能な書類				
	完成図(自動制御システム図)		完成図(自動制御システム図)の提出ができること	評
	取扱説明書		取扱説明書の提出ができること	評

評価基準の事由

仕：標準仕様書又は改修標準仕様書の規定による

評：評価事業による確認事項